

IV エピローグ：オートプシー・イメージングの展望

死因究明に関する オートプシー・イメージング (Ai) の 現状と今後の課題

高野 英行 千葉県がんセンター画像診断部 / Ai学会理事

死因究明に資する 死亡時画像診断の活用 に関する検討会 報告書¹⁾ — 国家予算による Ai 普及の ための研修会の予算化

2011 (平成23) 年7月、厚生労働省 (厚労省) より「死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会 報告書」が出された。その内容は、2010年3月の日本医師会による「医療・医学における死亡時画像診断 (Ai) の活用について」、2011年5月の日本医療安全調査機構による「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業 平成22年度 事業実施報告」による Ai の有用性を確認し、非常に重要な進展があった。

厚労省の2011年度予算に、“死亡時画像読影技術等向上研修 (新規) 400万円”が予算計上されたのだ。同省が Ai (死亡時画像診断) の有用性を公式に認め、その普及には Ai を行う診療放射線技師や、読影を行う放射線科専門医が不足していると、そのための研修会費用が国家予算として計上された。

Ai の黎明期を考えると、ここまで来たかという思いであるが、依然としてその普及への道は険しい。

司法制度改革と 死因究明制度との関連性

野田佳彦総理は環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) への参加を公言し、米国の要求で、農業、医療保険などの市

場開放が起き、混乱が生じるのではないかとされている。

2002 (平成14) 年3月、米国の要求により、司法制度改革推進計画を小泉純一郎内閣が閣議決定した。2004年1～6月に、裁判員裁判に関する法律などが次々と成立した。

2004年11月30日、日本における裁判外紛争処理 (Alternative Dispute Resolution : ADR) の将来に向けて「ADR検討会」座長レポートが発表された²⁾。司法制度改革の目的は、“事前規制・調整型の社会”から“事後チェック・救済型の社会”へ変えることである。つまり、従来の法律や省令による規制から、訴訟などによる事後紛争処理を行えということである。民事訴訟を、外国の法律事務所が容易に活動できるように、規制緩和が行われたのである³⁾。米国型の訴訟社会で、そのターゲットにされやすいのが医療である。

この司法制度改革に呼応し、2002年には日本内科学会が第三者機関設置等のための検討委員会を発足し、日本外科学会、日本病理学会、日本法医学会と協議し、2004年4月には4学会共同声明をまとめ、そして同年9月には、日本医学会基本領域19学会の共同声明「診療行為に関連した患者死亡の届出について～中立的専門機関の創設に向けて～」が公表された。2005年9月から日本内科学会が運営主体となり、厚労省補助事業として「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」が始まり、2010年4月からは、日本医療安全調査機構が引き継いだ。

司法側からも、医療紛争の増加を見越して、2007年9月から東京第三弁護士会により医療ADRが新設された⁴⁾。

米国の要求により、日本も訴訟社会になるが、刑事訴訟法がまったく異なる。米国では、過失事故は、原則刑事責任を問わない仕組みであり、事故調査委員会が調査を行う (米国では、スクリーニング・パネル、英国では患者安全機構)。しかも、医療事故調査報告書は、民事裁判では用いない。

一方、日本では、刑事訴訟法に業務上過失致死傷の項目があり、福島県大野病院産婦人科事件では、過失があるかどうかさえ明確でない状態にもかかわらず、業務上過失致死罪で逮捕された。しかも、司法制度改革の一環である検察審査会法改正 (2009年5月21日施行) により、検察官が不起訴にしても、一般人による起訴議決が行われる。患者死亡という結果が重大な医療紛争では、強制刑事起訴となる可能性が高くなった。患者側弁護士が、民事訴訟を優位に運ぶために、検察審査会による強制起訴に持ち込む可能性は非常に高い。日本でも、米英のような第三者による医療事故調査機関が必要なのである。また、患者の視点で医療安全を考える連絡協議会が、2011年5月、参議院議員会館で「医療版事故調査機関の早期設立を望む院内集会」を開いた。医療事故調査機関は、医療者のみならず、患者、遺族側からも望まれているが、モデル事業は失敗した。